

春日部市空家等対策計画

資料編

- | | |
|--|-----|
| 1. 空家等対策の推進に関する特別措置法 | …2 |
| 2. 春日部市空家等対策協議会条例 | …8 |
| 3. 春日部市空家等対策庁内検討委員会要綱 | …10 |
| 4. 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に
実施するための基本的な指針【概要】 | …12 |
| 5. 「特定空家等に対する措置」に関する
適切な実施を図るために必要な指針
(ガイドライン)【概要】 | …13 |
| 6. 春日部市空家等実態把握調査調査結果
概要版 | …15 |
| 7. 春日部市空家等対策協議会委員名簿 | …41 |

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の概要

背景

公布日：平成 26 年 11 月 27 日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1 条）

参考：現在、空家は全国約 820 万戸（平成 25 年）、401 の自治体が空家条例を制定（平成 26 年 10 月）

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2 条 1 項）
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2 条 2 項）

空家等

- ・ 市町村による空家等対策計画の策定
- ・ 空家等の所在や所有者の調査
- ・ 固定資産税情報の内部利用等
- ・ データベースの整備等
- ・ 適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・ 措置の実施のための立入調査
- ・ 指導→勧告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5 条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6 条）・協議会を設置（7 条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8 条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査（9 条）
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10 条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11 条）

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13 条）

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14 条）

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15 条 1 項）。
このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15 条 2 項）。

施行日：平成 27 年 2 月 26 日（※関連の規定は平成 27 年 5 月 26 日）

空家等対策の推進に関する特別措置法

発令 ；平成26年11月27日号外法律第127号

最終改正：平成26年11月27日号外法律第127号

改正内容：平成26年11月27日号外法律第127号[平成27年5月26日]

○空家等対策の推進に関する特別措置法

[平成二十六年十一月二十七日号外法律第百二十七号]

[総務・国土交通大臣署名]

空家等対策の推進に関する特別措置法をここに公布する。

空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あ

らかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

- 二 計画期間

- 三 空家等の調査に関する事項

- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

- 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職

- 員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
 - 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二七年二月政令五〇号により、本文に係る部分は、平成二七・二・二六から、ただし書に係る部分は、平成二七・五・二六から施行]

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

春日部市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次条において「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、春日部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 空家等対策計画（法第6条第1項の空家等対策計画をいう。）の作成及び変更並びに実施に関する事項

(2) その他空家等（法第2条第1項の空家等をいう。）に関する施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、市長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 地域住民

(2) 市議会議員

(3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、市長及び委員（次項及び次条において「委員等」という。）の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、委員等以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部建築課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

春日部市空家等対策庁内検討委員会要綱

(設置)

第1条 春日部市空家等対策協議会条例（平成29年条例第4号）第1条に規定する協議会（次条において「協議会」という。）の協議事項及び協議会の運営に係る総合的な調整を行うため、春日部市空家等対策庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 協議会の協議事項に関すること。
- (2) 協議会の運営に係る総合調整に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、都市整備部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総合政策部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、委員会に自ら出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部建築課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

別表（第3条関係）

財政課長	総務課長	暮らしの安全課長	環境政策推進課長	資源循環推進課長
商工観光課長	道路管理課長	庄和総合支所総務課長	予防課長	

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】

「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされている。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

- 1 本基本指針の背景
 - (1) 空家等の現状
 - (2) 空家等対策の基本的な考え方
 - ① 基本的な考え方
 - ・所有者等に第一義的な管理責任
 - ・住民に最も身近な市町村による空家等対策の実施の重要性 等
 - ② 市町村の役割
 - ・空家等対策の体制整備
 - ・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施 等
 - ③ 都道府県の役割
 - ・空家等対策計画の作成・実施等に関する市町村への必要な援助の実施 等
 - ④ 国の役割
 - ・特定空家等対策に関するガイドラインの策定
 - ・必要な財政上の措置・税制上の措置の実施 等
- 2 実施体制の整備
 - (1) 市町村内の関係部局による連携体制
 - (2) 協議会の組織
 - (3) 空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備
- 3 空家等の実態把握
 - (1) 市町村内の空家等の所在等の把握
 - (2) 空家等の所有者等の特定及び意向の把握
 - (3) 空家等の所有者等に関する情報を把握する手段
 - ・固定資産税情報の内部利用 等
 - 4 空家等に関するデータベースの整備等
 - 5 空家等対策計画の作成
 - 6 空家等及びその跡地の活用の促進
 - 7 特定空家等に対する措置の促進
 - ・ガイドラインを参照しつつ、「特定空家等」の対策を推進
 - 8 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置
 - (1) 財政上の措置
 - (2) 税制上の措置
 - ・空き家の発生を抑制するための所得税等の特例措置
 - ・市町村長による必要な措置の勧告を受けた「特定空家等」に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除

二 空家等対策計画に関する事項

- 1 効果的な空家等対策計画の作成の推進
- 2 空家等対策計画に定める事項
 - (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類
 - ・ 其他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - ・ 重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示 等
 - (2) 計画期間
 - ・ 既存の計画や調査の実施年との整合性の確保 等
 - (3) 空家等の調査に関する事項
 - ・ 対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載 等
 - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
 - (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対応に関する事項
 - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - ・ 各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載 等
 - (9) 其他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
 - ・ 対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針 等
- 3 空家等対策計画の公表等

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 1 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進
- 2 空家等に対する他法令による諸規制等
- 3 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)【概要】

市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる考え方を示すもの。

第1章 空家等に対する対応

1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」

2. 具体的事案に対する措置の検討

- (1) 「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等
 - ・固定資産税等の住宅用地特例に関する措置
 - (2) 行政関与の要否の判断
 - (3) 他の法令等に基づく諸制度との関係
- ### 3. 所有者等の特定

第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項

・「特定空家等に関する措置」を講ずるか否かについては、(1)を参考に、(2)及び(3)に示す事項を勘案して、総合的に判断。

- (1) 「特定空家等」の判断の参考となる基準
 - ・空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を別紙に示す。
- (2) 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
- (3) 悪影響の程度と危険等の切迫性

第3章 特定空家等に対する措置

1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握

2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備

- (1) 立入調査
 - ・明示的な拒否があった場合に、物理的強制力を行使してまで立入調査をすることはできない。
 - ・空家等を損壊させるようなことのない範囲内での立入調査は許容され得る。
- (2) データベース(台帳等)の整備と関係部局への情報提供
 - ・税務部局に対し、空家等施策担当部局から常に「特定空家等」に係る最新情報を提供
- (3) 特定空家等に関する権利者との調整
 - ・抵当権等が設定されていた場合でも、命令等を行うに当たっては、関係権利者と必ずしも調整を行う必要はない。

3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導

- (1) 特定空家等の所有者等への告知
- (2) 措置の内容等の検討

4. 特定空家等の所有者等への勧告

(1) 勧告の実施

- ・固定資産税等の住宅用地特例から除外されることを示すべき。
- ・勧告は書面で行う。
- ・措置の内容は、規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内

5. 特定空家等の所有者等への命令

(1) 所有者等への事前の通知

- (2) 所有者等による公開による意見の聴取
- (3) 公開による意見の聴取
- (4) 命令の実施
 - ・命令は書面で行う。
- (5) 標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示

6. 特定空家等に係る代執行

- (1) 実体的要件の明確化
- (2) 手続的要件
- (3) 非常の場合又は危険切迫の場合

(4) 執行責任者の証券の携帯及び呈示

(5) 代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い

- (6) 費用の徴収
7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合
 - (1) 「過失がなく」 「確知することができない」場合
 - ・不動産登記簿情報、固定資産税情報等を活用せず
 - に、所有者等を特定できなかった場合、「過失がない」とは言い難い。
 - (2) 事前の公告
 - (3) 代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
 - (4) 費用の徴収
 - ・義務者が後で判明したときは、その者から費用を徴収できる。

8. 必要な措置が講じられた場合の対応

- ・所有者等が、勧告又は命令に係る措置を実施し、当該勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、特例の適用対象となる。

ガイドライン〔別紙1〕～〔別紙4〕の概要

空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断していく必要

〔別紙1〕 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

- イ 建築物の著しい傾斜
 - ・基礎に不同沈下がある
 - ・柱が傾斜している
- ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等
 - ・基礎が破損又は変形している
 - ・土台が腐朽又は破損している
- (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。
 - ・屋根が変形している
 - ・屋根ふき材が剥落している
 - ・壁体を貫通する穴が生じている
 - ・看板、給湯設備等が転倒している
 - ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している
- 2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。
 - ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している

〔別紙2〕 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

- ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。
- ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

- ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。
- ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

〔別紙3〕 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合していない状態となっている。

- ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合していない状態となっている。
- ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

- ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
- ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
- ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。

〔別紙4〕 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。

- ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

(2) 空家等に住みつitted動物等が原因で、以下の状態にある。

- ・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

(3) 建築物等の不適切な管理が原因で、以下の状態にある。

- ・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。

春日部市空家等実態把握調査

調査結果概要版

平成 29 年 7 月

1. 調査の概要

(1) 空家候補データベース作成

市が保有する空家等情報データ、水道の閉栓情報より空家候補を抽出し、位置の特定を実施した。

(2) 現地調査

作成した空家候補データベースの建物を対象として現地調査を行い、建物の現況確認（空家確認、建物状況、老朽度等状況、写真撮影）を行なった。

(3) アンケート調査

現地調査の結果を踏まえて、空家と判定した建物の所有者のうち、送付先住所が判明した所有者に対してアンケートによる調査を実施した。アンケートでは、調査対象家屋の状況の確認、該当家屋が空家であった場合には、空家になった経緯、管理状況、今後の意向等についての調査を行った。

1) 調査期間

①発送 : 平成29年6月16日(金)

②回答期間 : 平成29年6月30日(金)

2) 送付件数

1,536件

3) アンケート内容

管理番号 _____

建物所在地：大沼 丁目 _____

問1. 下記上記の建物（写真を参照）について教えてください。
あなたは、上記の建物の所有者もしくは所有者の関係者ですか？



1 はい

2 いいえ

問1で1と回答された方は、問2以降へお進みください。

問2. 所有されている建物について教えてください。

(1) 建物の所有者（異なる場合は修正をお願いします）

住所 : 埼玉県春日部市大沼 丁目 番地 _____

方書 : _____

氏名 : _____

電話番号 : _____

(2) 建物の管理者（所有者と異なる場合）

住所 : _____

方書 : _____

氏名 : _____

電話番号 : _____

(3) 所有者の年齢(1つ選択)

1 30才未満

2 30～39才

3 40～49才

4 50～59才

5 60～69才

6 70才以上

(4) 建物を取得したきっかけ(1つ選択)

1 新築

2 中古を購入

3 相続

4 譲り受けた

5 その他()

6 不明

1

2

問3. 現在、どのような状態になっていますか(1つ選択)

- 1 住んでいる
- 2 売却もしくは譲渡済
- 3 賃貸している(入居者あり)
- 4 解体済み(具体的な解体予定がある場合を含む)
- 5 店舗、事務所、作業場等として恒常的に利用している
- 6 たまに利用している(別荘、セカンドハウス等)
- 7 本宅であるが、長期間の不在が続いている
- 8 賃貸相手を探している
- 9 購入相手を探している
- 10 倉庫、物置等の代わりとして利用している
- 11 利用していない(たまに利用しているが、処分したい意向が強い場合を含む)
- 12 その他()

問3で1～6を選択された方は、アンケート終了です。
問4以降は、問3で7～12を選択された方にお伺いします。
また、本アンケートでは対象建物を「空き家」と表現することをご了承ください。

問4. 現在、空き家の場合、以前の利用形態を教えてください。(1つ選択)

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 居住用(本宅) | 4 建築当初より空き家 |
| 2 別荘 | 5 建築当初より居室ではない(倉庫等) |
| 3 賃貸用 | 6 その他() |

問5. 建築時期はいつですか?(1つ選択)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 昭和25年以前 | 7 平成8年～13年 |
| 2 昭和26年～35年 | 8 平成14年～19年 |
| 3 昭和36年～45年 | 9 平成20年～25年 |
| 4 昭和46年～55年 | 10 平成26年以降 |
| 5 昭和56年～平成2年 | 11 不明 |
| 6 平成3年～7年 | |

問6. 居住の実態がなくなってどれくらい経ちますか?(1つ選択)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 1年未満 | 5 10年以上～15年未満 |
| 2 1年以上～3年未満 | 6 15年以上 |
| 3 3年以上～5年未満 | 7 不明 |
| 4 5年以上～10年未満 | |

問7. どなたが住んでいましたか?(1つ選択)

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 所有者本人 | 4 所有者の知人 |
| 2 所有者の家族(本人は別居) | 5 貸借者 |
| 3 所有者の親戚 | 6 その他() |

問 8. 空き家となった理由は何ですか？（1つ選択）

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 転居により利用しなくなった | 4 貸借人の退去により |
| 2 施設入所、入院等から | 5 その他() |
| 3 居住者の死亡により | |

(問 8 で 1 と回答した方への質問です。)

問 9. 転居された理由は何ですか？（1つ選択）

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 仕事の関係 | 5 交通の便が悪い |
| 2 所有者もしくは家族（親族）の都合 | 6 商業施設、医療施設が少ない |
| 3 手狭になった | 7 その他() |
| 4 建物が老朽化している | |

問 10. 今後の活用について、どのようにお考えですか？（複数選択可 3つまで）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 自分または家族が住む | 6 建て替えたい |
| 2 別の用途で利用する | 7 改修・リフォームしたい |
| 3 売却したい | 8 耐震補強したい |
| 4 賃貸として運用したい | 9 予定なし(現状のまま) |
| 5 解体して土地を利用したい | 10 その他() |

(問 10 で 9 と回答した方への質問です。)

問 11. 予定なし（現状のまま）とした理由は何ですか？（複数選択可 3つまで）

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 どうしたらよいか分からない | 5 賃貸したいが賃貸できない |
| 2 費用の支出が困難で解体ができない | 6 相続人が決まらない |
| 3 更地にすると固定資産税等が上がる | 7 特にない |
| 4 売却したいが売却できない | 8 その他() |

(問 11 で 4 または 5 と回答した方への質問です。)

問 12. 売却や賃貸ができない理由は何ですか？

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 老朽等により売却や賃貸に適さない | 5 仏壇等家財を処分できない |
| 2 土地の形状が悪く再利用に適さない | 6 売却や賃貸の相手が見つからない |
| 3 法規上、建替えができない | 7 その他() |
| 4 権利関係が複雑 | |

問 13. 売却や賃貸のためにどのようなことを行っていますか？

- | | |
|--------------------|----------|
| 1 不動産業者に販売等を委託している | 3 その他() |
| 2 何も行っていない | |

問 14. 維持管理はどなたが行っていますか？（1つ選択）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 所有者もしくは家族 | 4 民間業者() |
| 2 親戚もしくは知人 | 5 維持管理していない |
| 3 空き家の近隣の方 | |

-(問14で1～4と回答した方への質問です。)-

問15. 維持管理はどのくらいの頻度で行っていますか?(1つ選択)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 2～3週間に1回以上 | 5 1年に1回程度 |
| 2 月1回程度 | 6 時おり(1～5以外) |
| 3 2～3ヶ月に1回程度 | 7 不明 |
| 4 4～6ヶ月に1回程度 | |

問16. 維持管理はどのようなことを行っていますか?(複数選択可)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 建物内の清掃 | 5 状況の確認のみ |
| 2 庭の手入れ、草刈、剪定 | 6 業者に委託している |
| 3 空気の入替え | 7 その他() |
| 4 破損個所の修繕 | |

-(問14で5と回答した方への質問です。)-

問17. 管理を行っていない理由は何ですか?

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1 遠方に居住しているため | 5 管理しても売れる(貸せる)と思えない |
| 2 高齢や健康上の理由により | 6 誰に管理を依頼すればよいか分らない |
| 3 管理する必要性を感じない | 7 その他() |
| 4 手間や費用がかかる | |

問18. 管理を業者委託する場合、月額いくら位が適当だと思いますか?(1つ選択)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1千円未満 | 5 1万円～3万円未満 |
| 2 1千円～3千円未満 | 6 3万円以上 |
| 3 3千円～5千円未満 | 7 負担は考えられない |
| 4 5千円～1万円未満 | |

問19. 維持管理について、お困りのことはありますか?(3つ選択)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 管理の手間が大変 | 5 管理を頼める相手を探すのが困難 |
| 2 管理の委託料が高い | 6 どこに相談すればよいかわからない |
| 3 身体的・年齢的な問題 | 7 特になし |
| 4 現住所から対象建物までの距離が遠い | 8 その他() |

問20. 空き家の所有者として市に望むものは何ですか?(複数選択可)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 相談会・セミナーの開催 | 6 解体時の経済的な支援 |
| 2 空き家バンクの設置 | 7 解体後の更地の減税処置 |
| 3 管理業者の紹介 | 8 特になし |
| 4 不動産業者の紹介 | 9 その他(下の自由記述欄に記入) |
| 5 解体業者の紹介 | |

自由記述欄

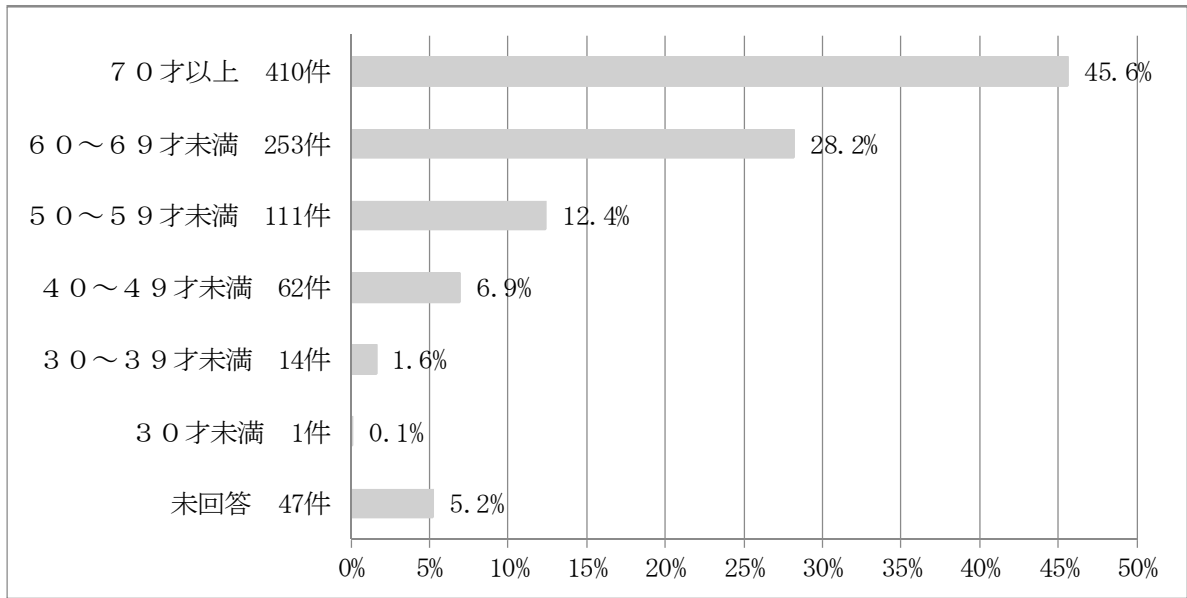
アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

2. アンケート結果

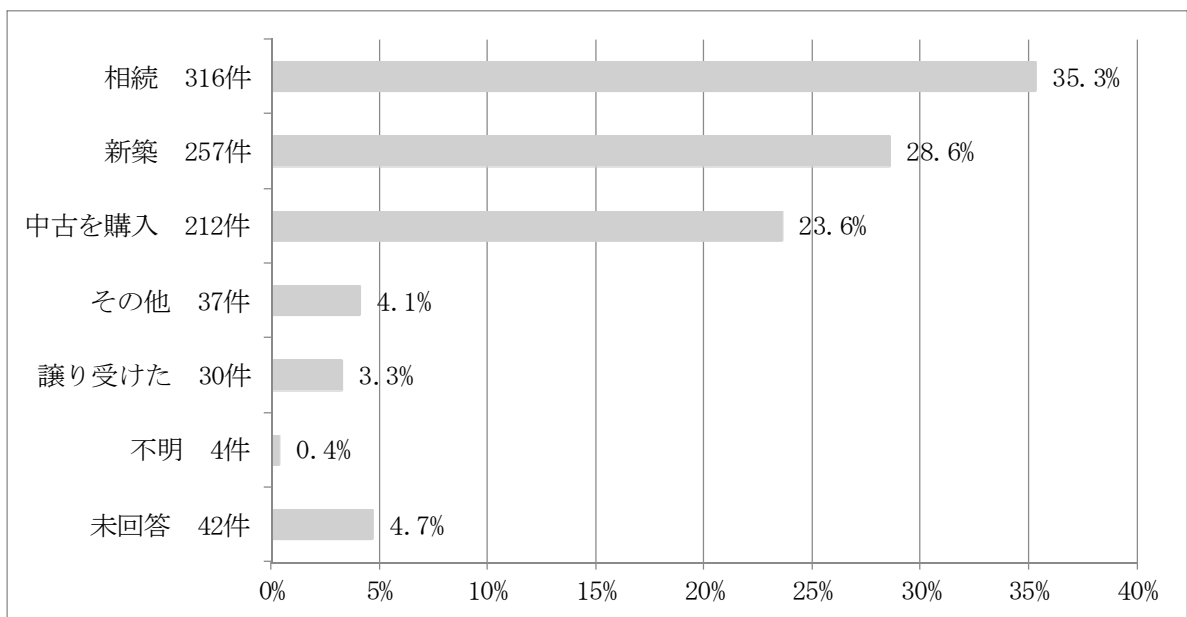
① 空き家所有者の年齢

問2. (3) 所有者の年齢

アンケート回答における空き家所有者の年齢は、70才以上が410件（45.6%）、60～69才未満が253件（28.2%）と、圧倒的に高齢者が多い結果となった。



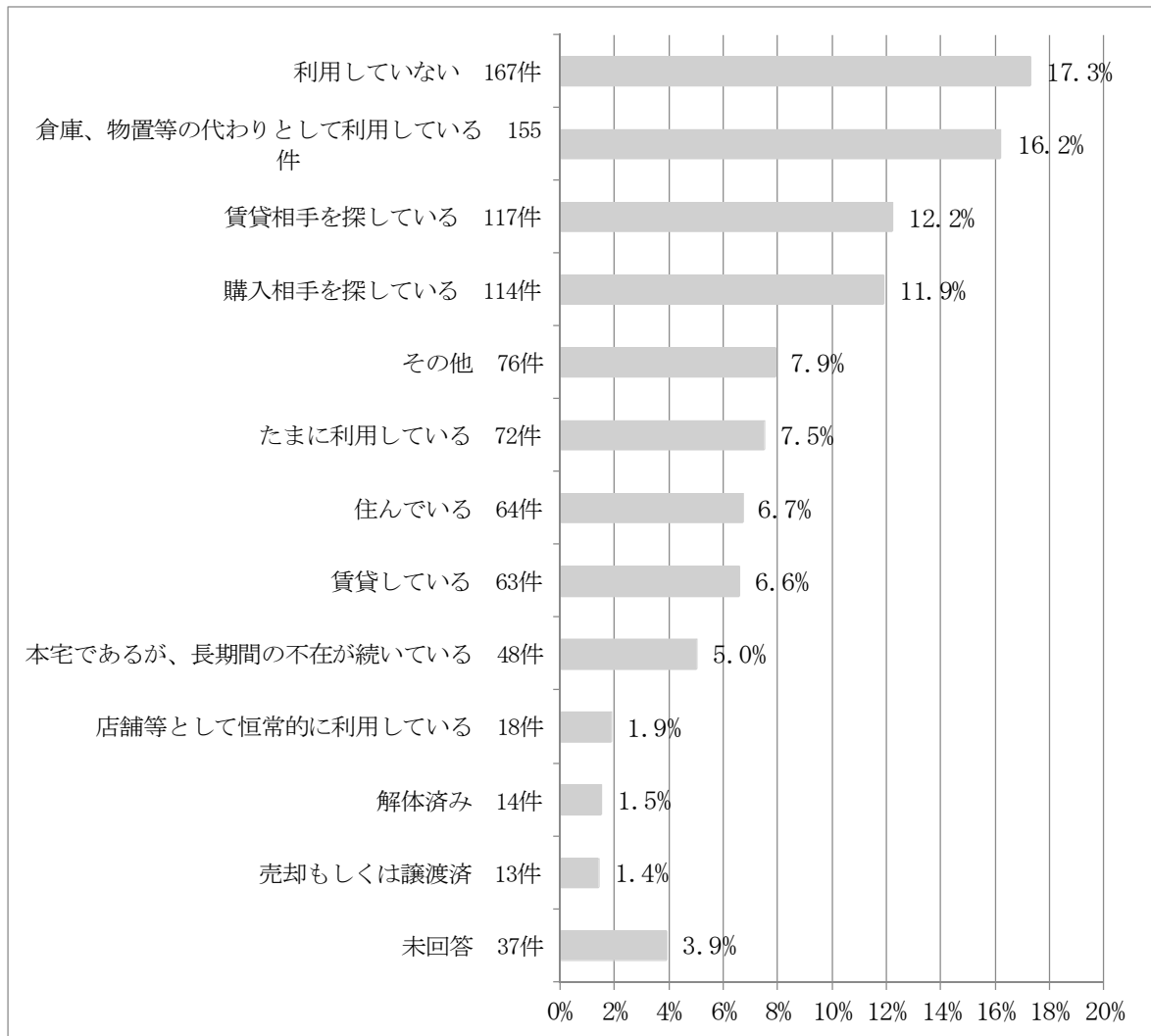
問2. (4) 建物を取得したきっかけ



アンケート回答における建物を取得したきっかけは、相続が316件（35.3%）、新築が257件（28.6%）、中古を購入が212件（23.6%）と相続が一番多い結果となった。

② 空き家の現在の状況

問3. 現在、どのような状態になっていますか(1つ選択)



空き家の現在の状況は、「利用していない」が167件（17.3%）と最も多く、「物置・倉庫として利用している」が155件（16.2%）となり、空き家と意識としている所有者は、「購入者を探している」と「賃貸相手を探している」を合わせ、230件（24.1%）となった。

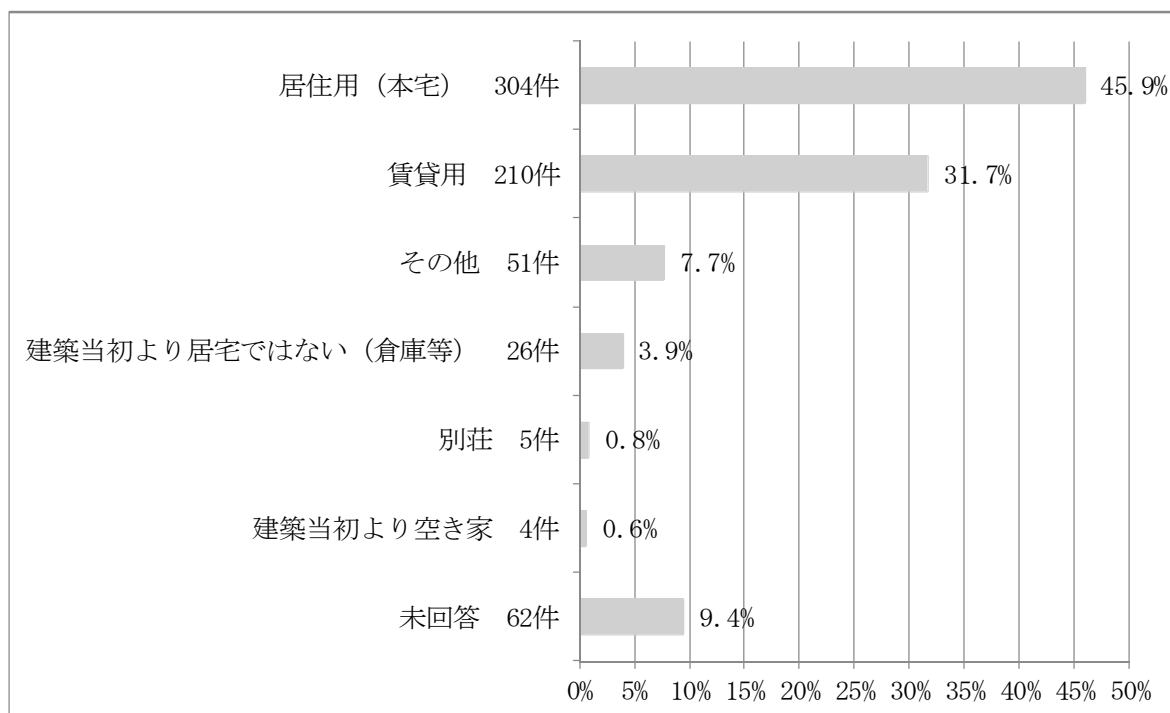
*注：複数回答ある場合、すべてを集計対象にしている。

また、現地調査において空き家であった建物が、アンケート回答から利用となった原因については、以下が考えられる。

- ・単身高齢者、障害者等は、居住されているが病院に行かれていることも多い。調査員が人気を感じられなかったため、空き家と判断した可能性がある。
- ・調査時期が異なるため、現地調査時に空き家であってもアンケート調査時には入居となった。

③ 空き家の以前の利用形態

問4. 現在、空き家の場合、以前の利用形態を教えてください。(1つ選択)

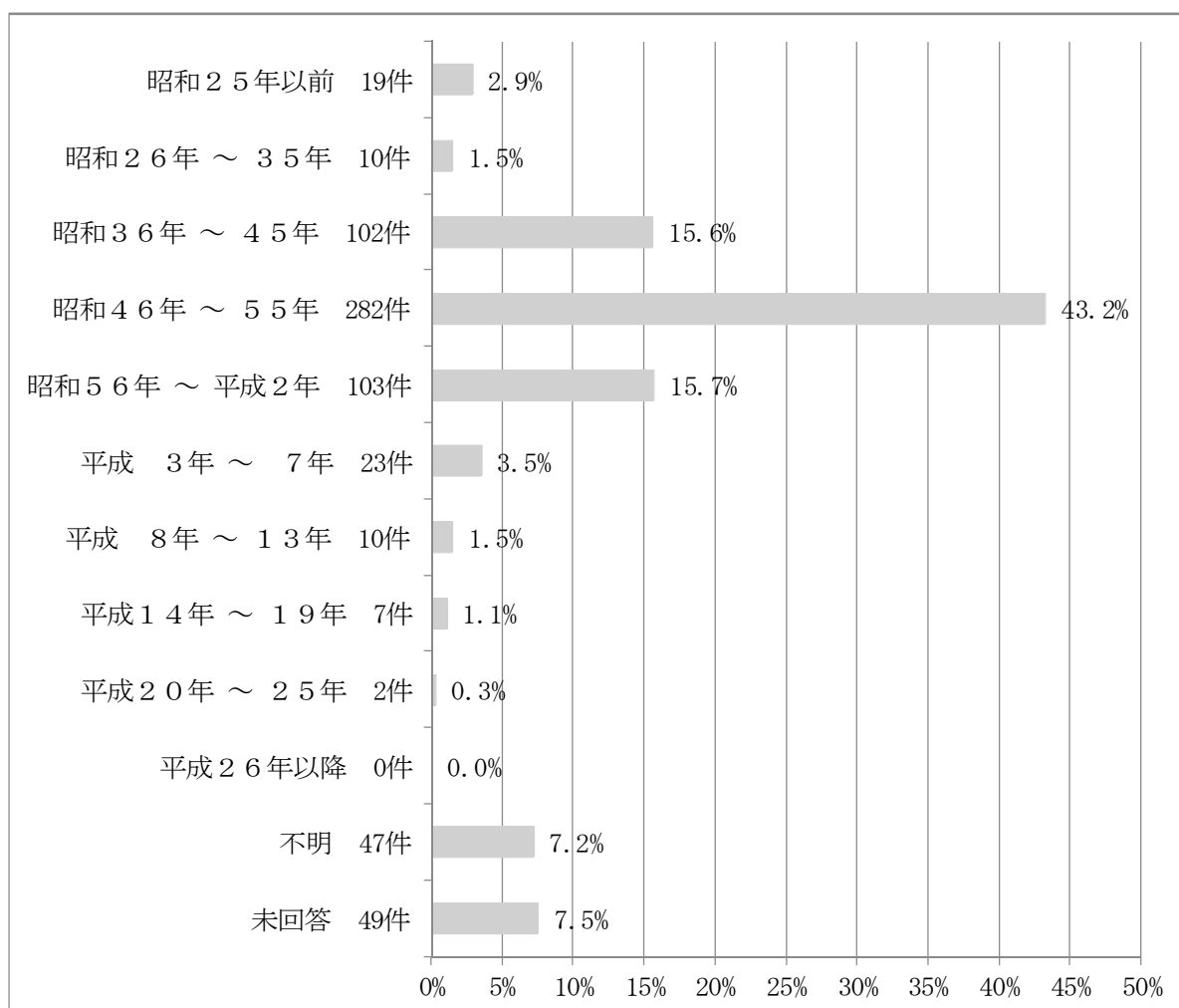


空き家の以前の利用形態は、「居住用(本宅)」が304件(45.9%)と最も多く、次いで「賃貸用」が210件(31.7%)、「その他」が51件(7.7%)であった。

*注：複数回答ある場合、すべてを集計対象にしている。

④ 空き家の建築時期

問5. 建築時期はいつですか？(1つ選択)

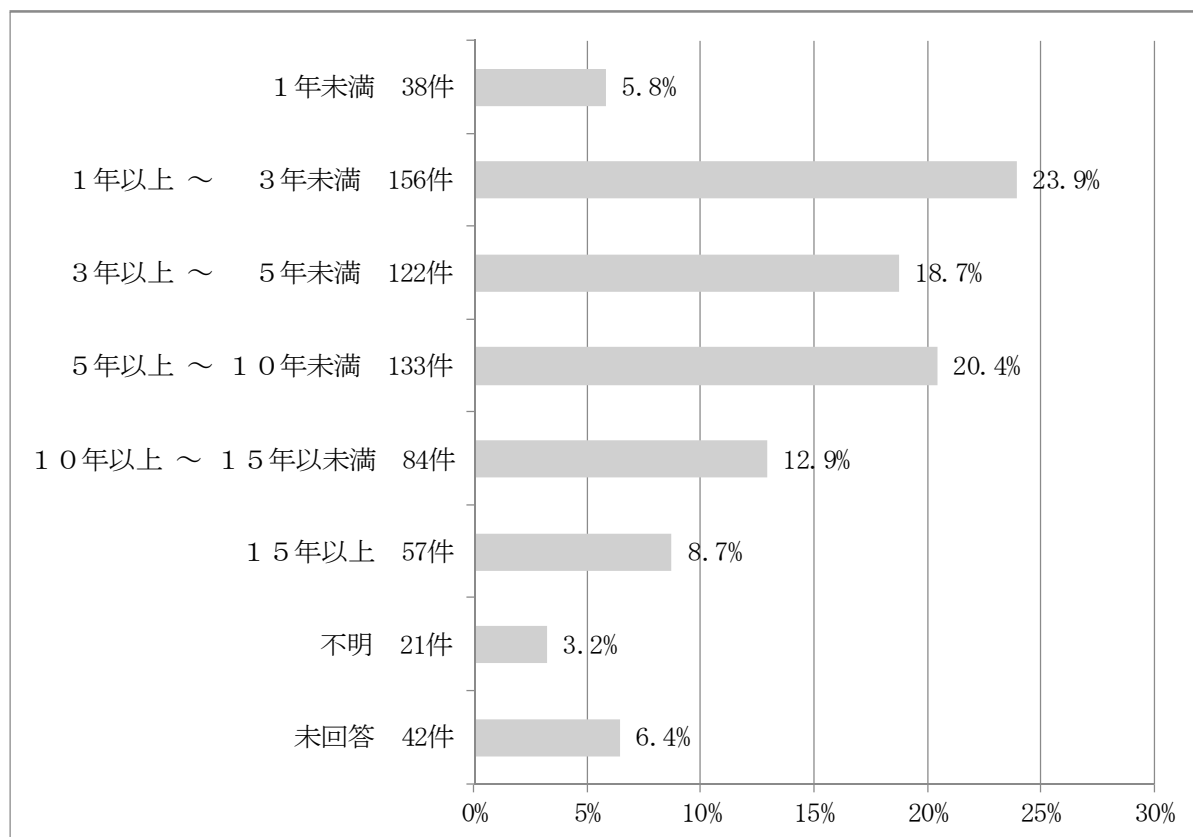


空き家の建築時期は、「昭和46年～55年」が282件(43.2%)と最も多く、次いで「昭和56年～平成2年」が103件(15.7%)、「昭和36年～45年」が102件(15.6%)と昭和40年・50年代の建物の占める割合が高い結果となった。

*注：複数回答ある場合、すべてを集計対象にしている。

⑤ 居住の実態がなくなっている期間

問6. 居住の実態がなくなってどれくらい経ちますか？(1つ選択)

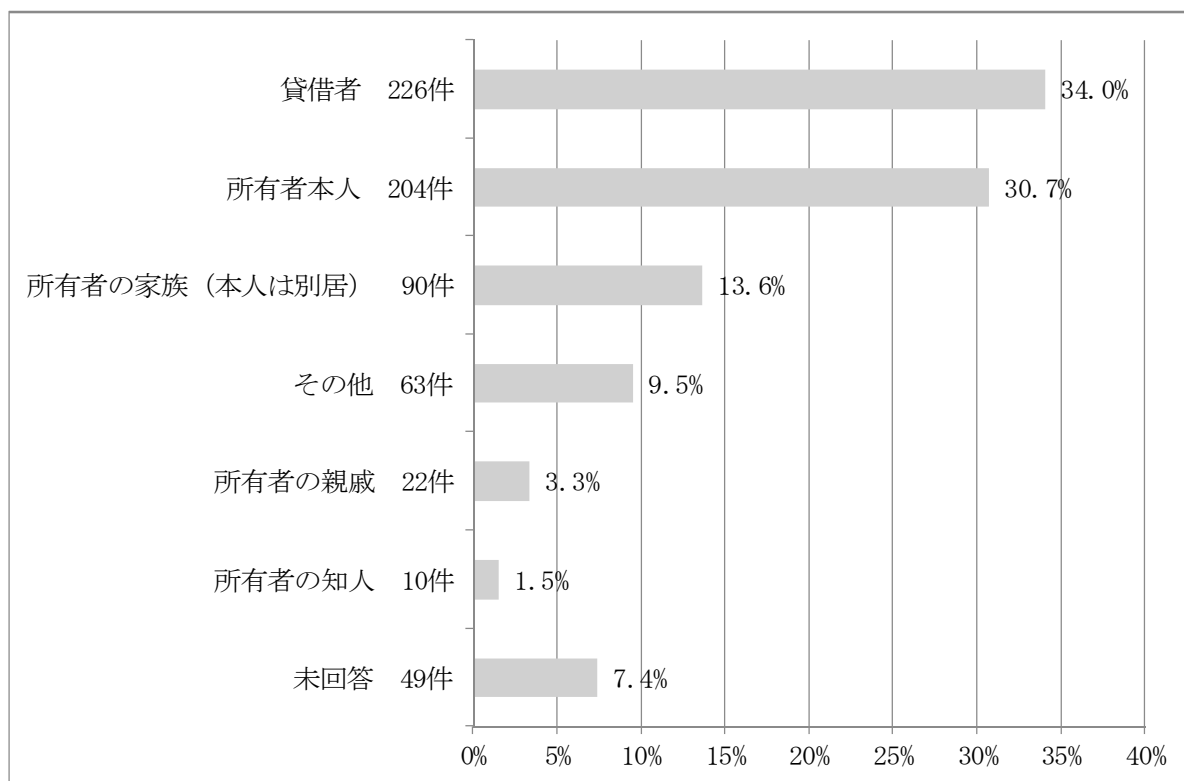


空き家について居住の実態がなくなっている期間は、「1年以上～3年未満」が156件(23.9%)、「5年以上～10年未満」が133件(20.4%)、「3年以上～5年未満」が122件(18.7%)と、10年未満の利用実態のない建物が多い結果となった。

*注：複数回答ある場合、すべてを集計対象にしている。

⑥ 以前の居住者

問7. どなたが住んでいましたか？(1つ選択)

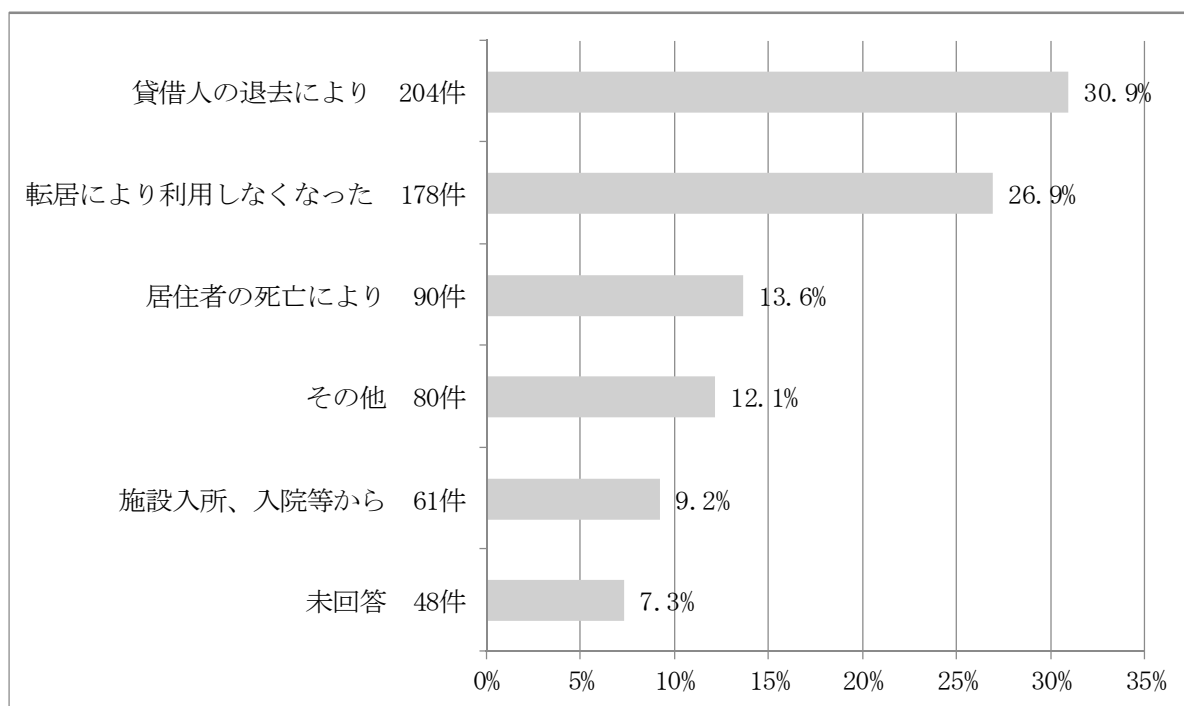


空き家となる以前の居住者は「貸借者」が226件(34.0%)と最も多く、次いで「所有者本人」が204件(30.7%)、「所有者の家族(本人は別居)」が90件(13.6%)となった。

*注：複数回答ある場合、すべてを集計対象にしている。

⑦ 空き家となった理由

問8. 空き家となった理由は何ですか？（1つ選択）

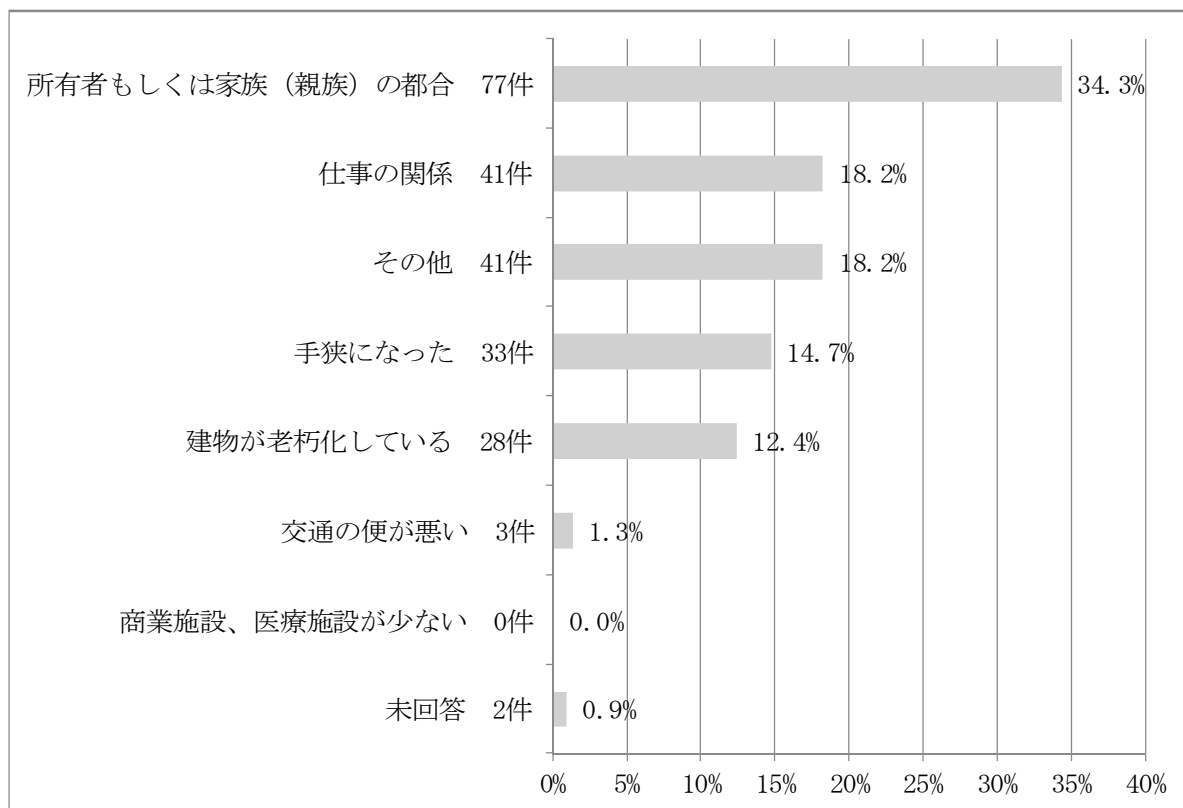


空き家となった理由は、「借入人の退去により空き家となった」が204件（30.9%）、次いで「転居により利用しなくなった」が178件（26.9%）多い結果となった。

*注：複数回答ある場合、すべてを集計対象にしている。

⑧ 転居された理由

問9. 問8で1と回答した方への質問です。転居された理由は何ですか？(1つ選択)

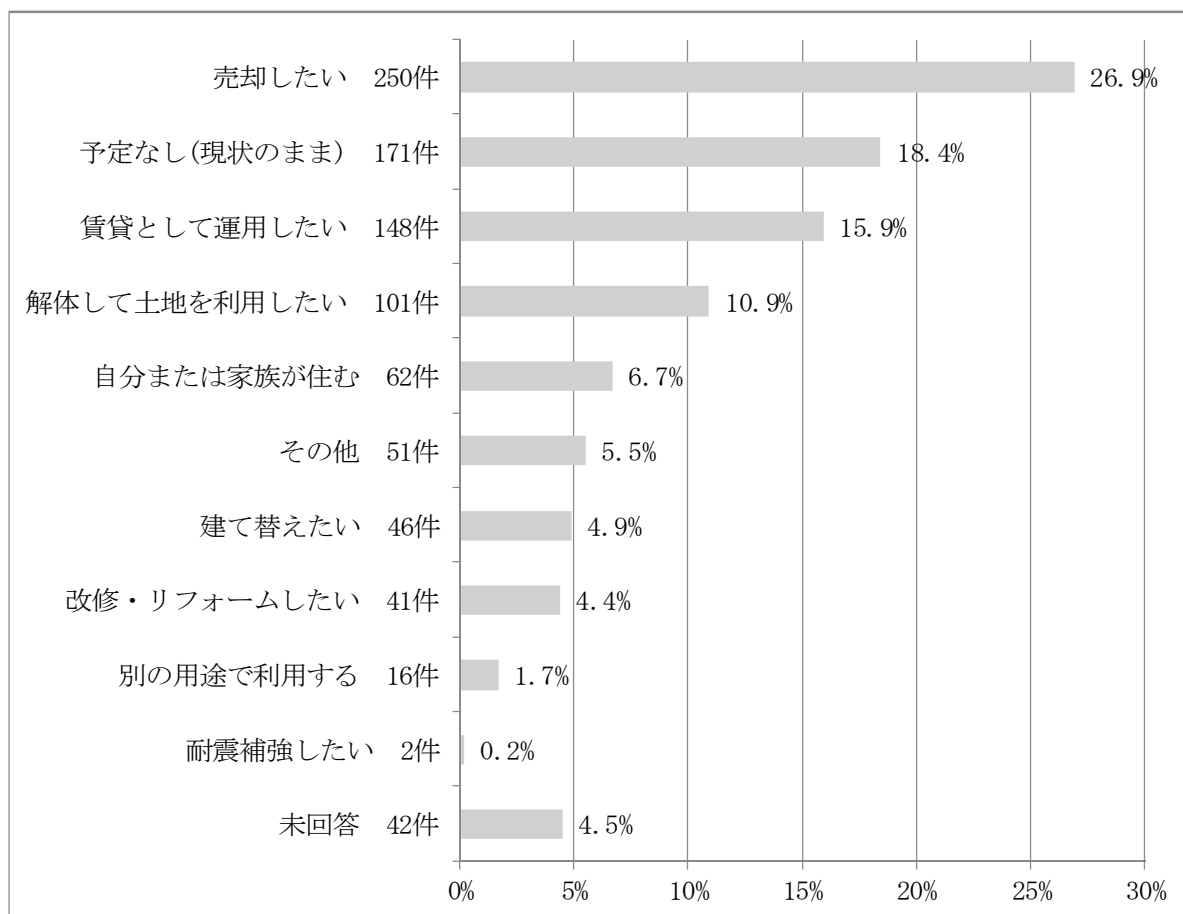


空き家となった原因が転居の場合の理由は、「所有者もしくは家族（親族）の都合」が77件（34.3%）と最も多く、次いで「仕事の関係」と「その他」が両方41件（18.2%）となった。

*注：複数回答ある場合、すべてを集計対象にしている。

⑨ 空き家の今後の活用

問10. 今後の活用について、どのようにお考えですか？(複数選択可 3つまで)

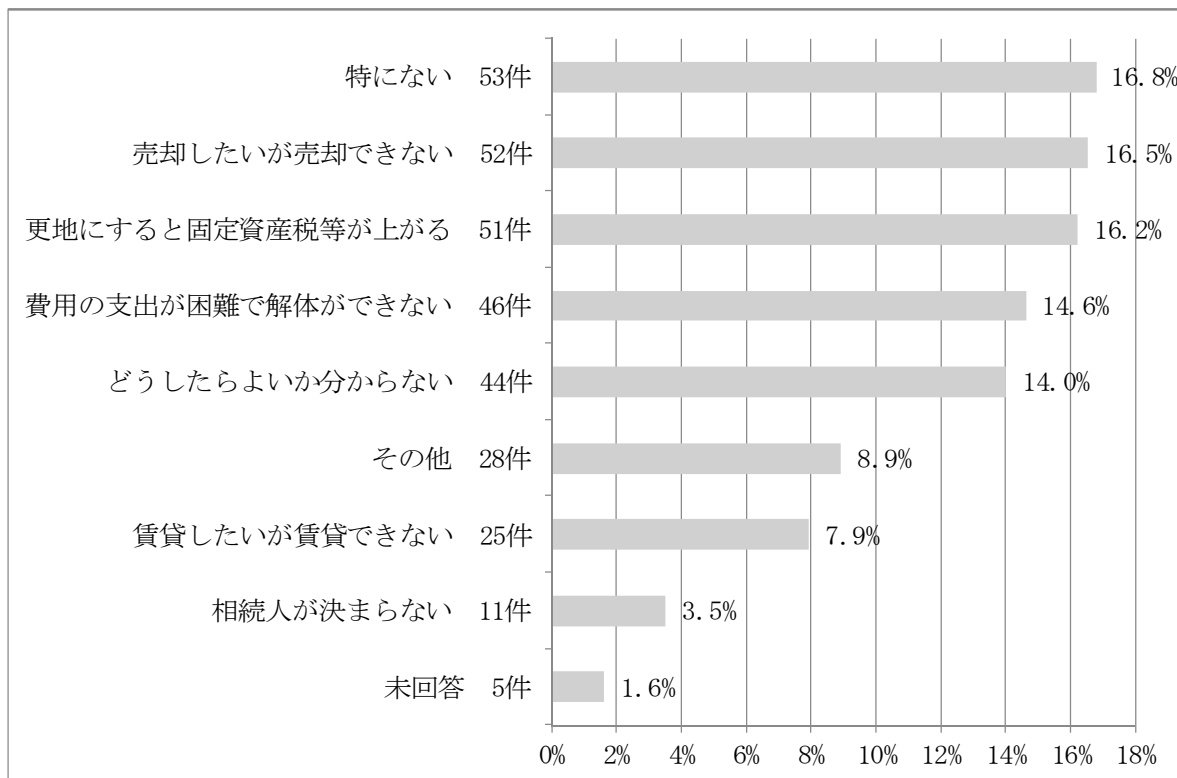


空き家の売買もしくは賃貸を希望する所有者における今後の活用の意向は、「売却したい」が250件(26.9%)と最も多くあり、さらに「賃貸として運用したい」が148件(15.9%)、「解体して土地を利用したい」が101件(10.9%)と高い利活用意向を示した。一方、「予定なし(現状のまま)」が171件(18.4%)あり、こちらも2番目に多かった。

⑩ 予定なし（現状のまま）とした理由

問11. 問10で9と回答した方への質問です。

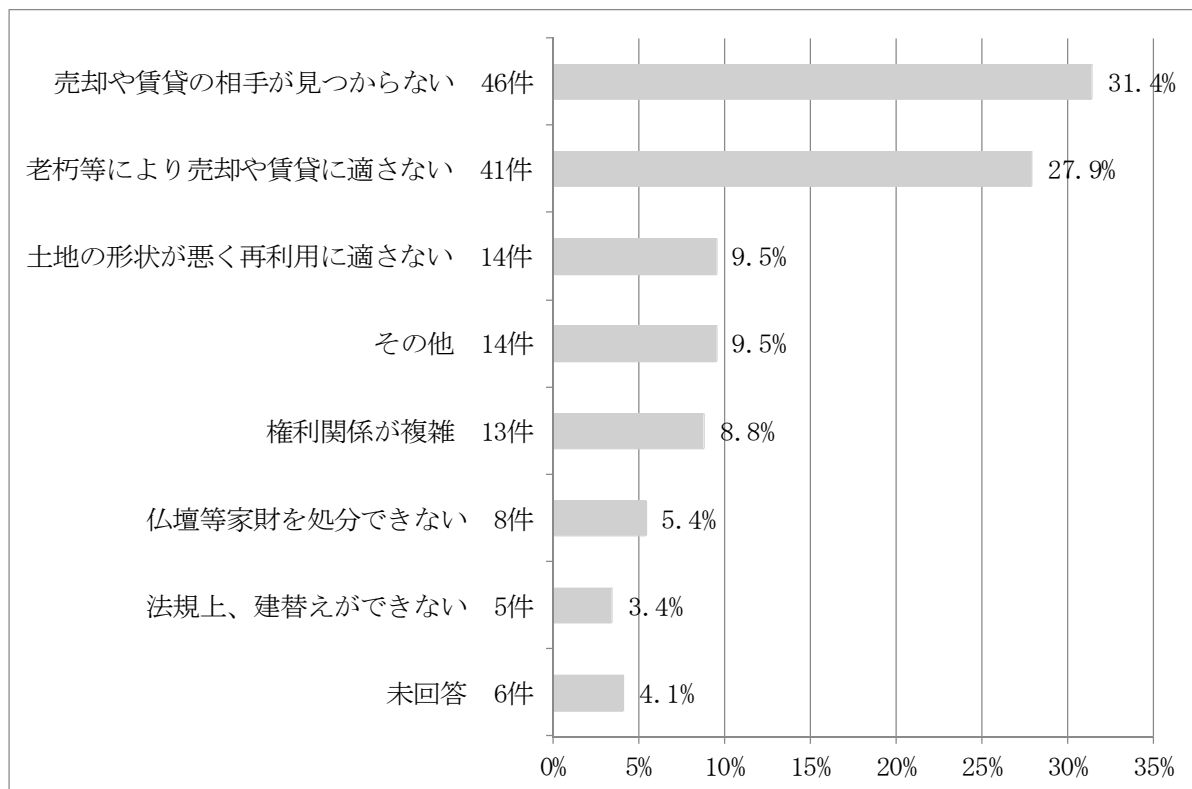
予定なし（現状のまま）とした理由は何ですか？（複数選択可 3つまで）



予定なし（現状のまま）とした理由は「売却したいが売却できない」が52件（16.5%）、さらに「更地にすると固定資産税等が上がる」が51件（16.2%）、「費用の支出が困難で解体ができない」が46件（14.6%）、という結果となりました。

⑪ 売却や賃貸ができない理由

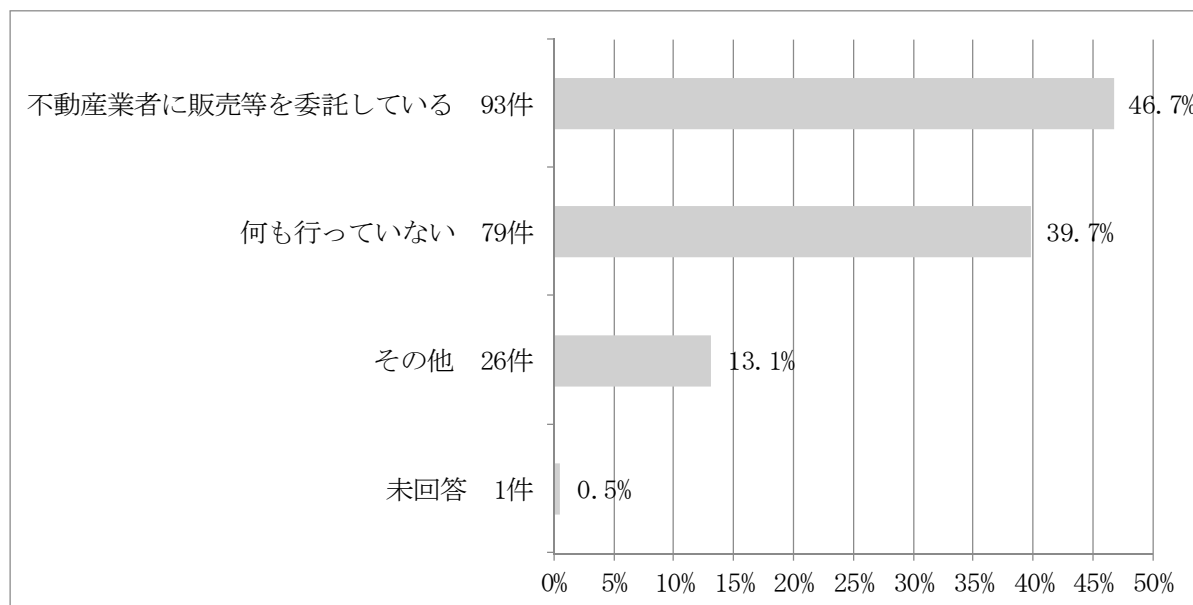
問12. 問11で4または5と回答した方への質問です。売却や賃貸ができない理由は何ですか？



空き家について売却や賃貸ができない理由は、「売却や賃貸の相手が見つからない」が、46件(31.4%)と最も多く、次いで「老朽等により売却や賃貸に適さない」が41件(27.9%)となった。

⑫ 売却や賃貸のためにやっていること

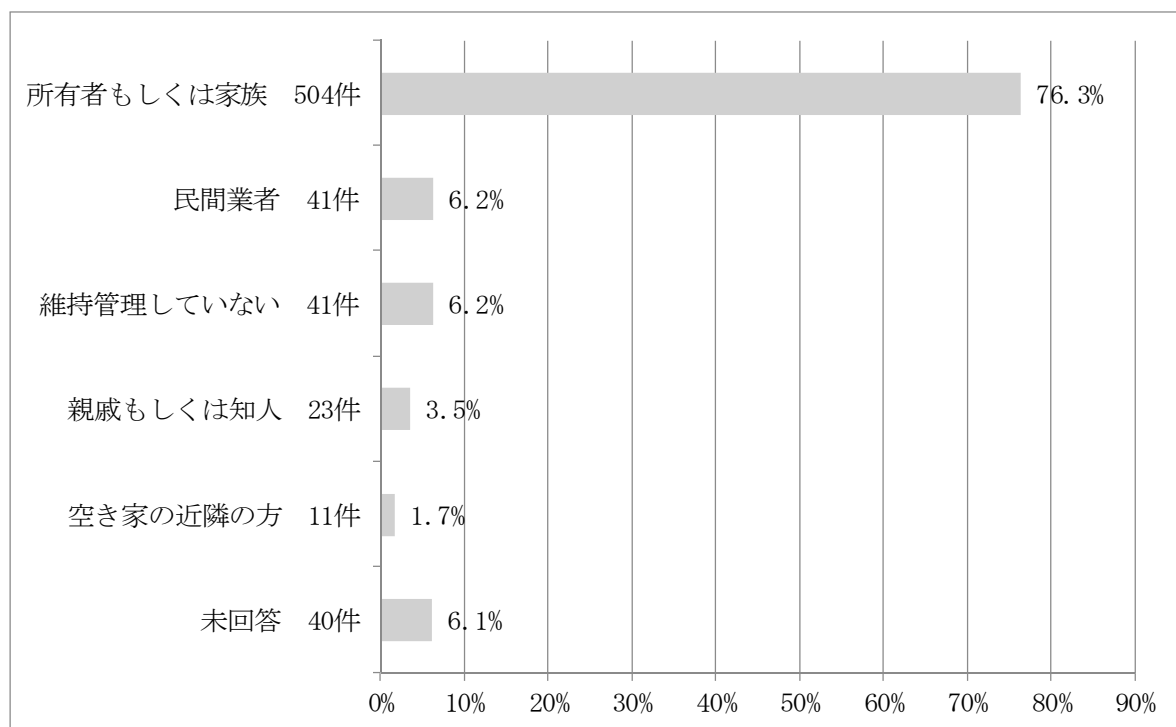
問13. 問11で4または5と回答した方への質問です。売却や賃貸のためにどのようなことを行っていますか？



空き家の売買もしくは賃貸を希望する所有者が売却や賃貸のためにやっていることは、「不動産業者に販売等を委託している」が93件（46.7%）と最も多くあった。次いで「何も行っていない」が79件（39.7%）となった。

⑬ 空き家の維持管理を行っている人

問 1 4. 維持管理はどなたが行っていますか?(1つ選択)

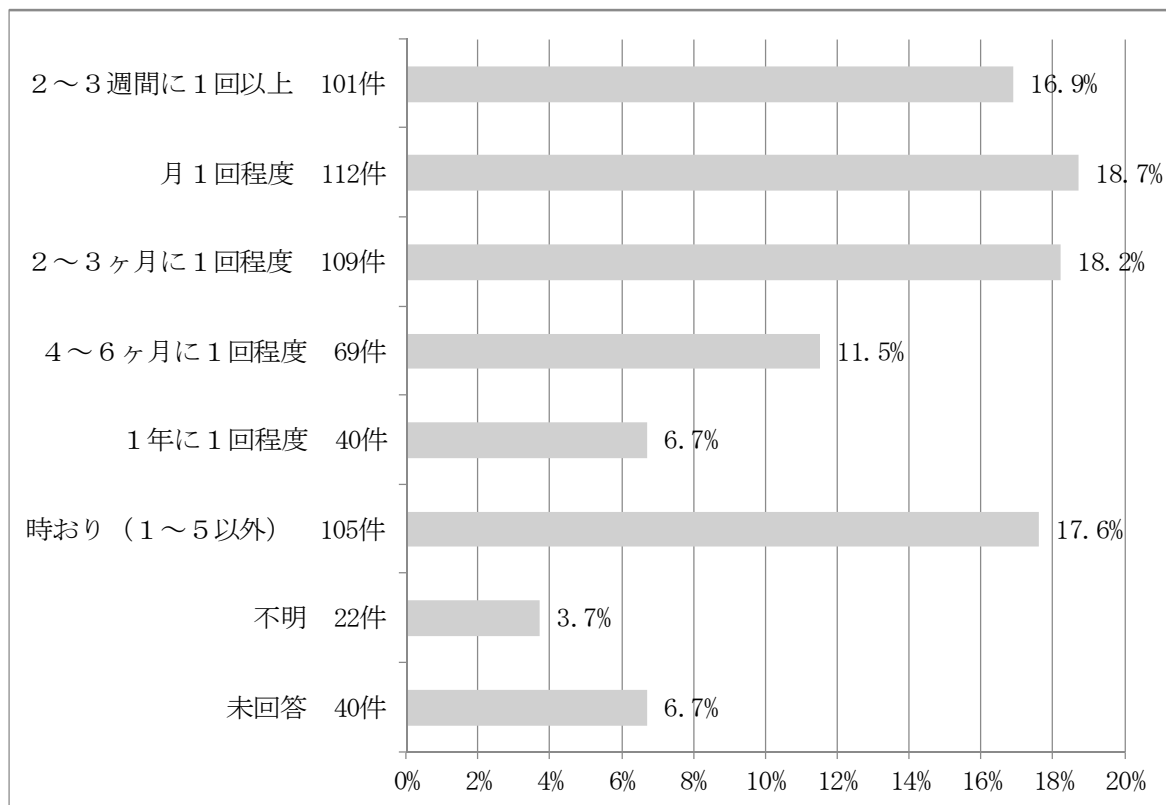


空き家の維持管理を行っている人は、「所有者もしくは家族」が504件(76.3%)と最も多く、他者へ依頼しているケースは低い状況でした。

*注：複数回答ある場合、すべてを集計対象にしている。

⑭ 空き家の維持管理の頻度

問15. 問14で1～4と回答した方への質問です。維持管理はどのくらいの頻度で行っていますか?(1つ選択)

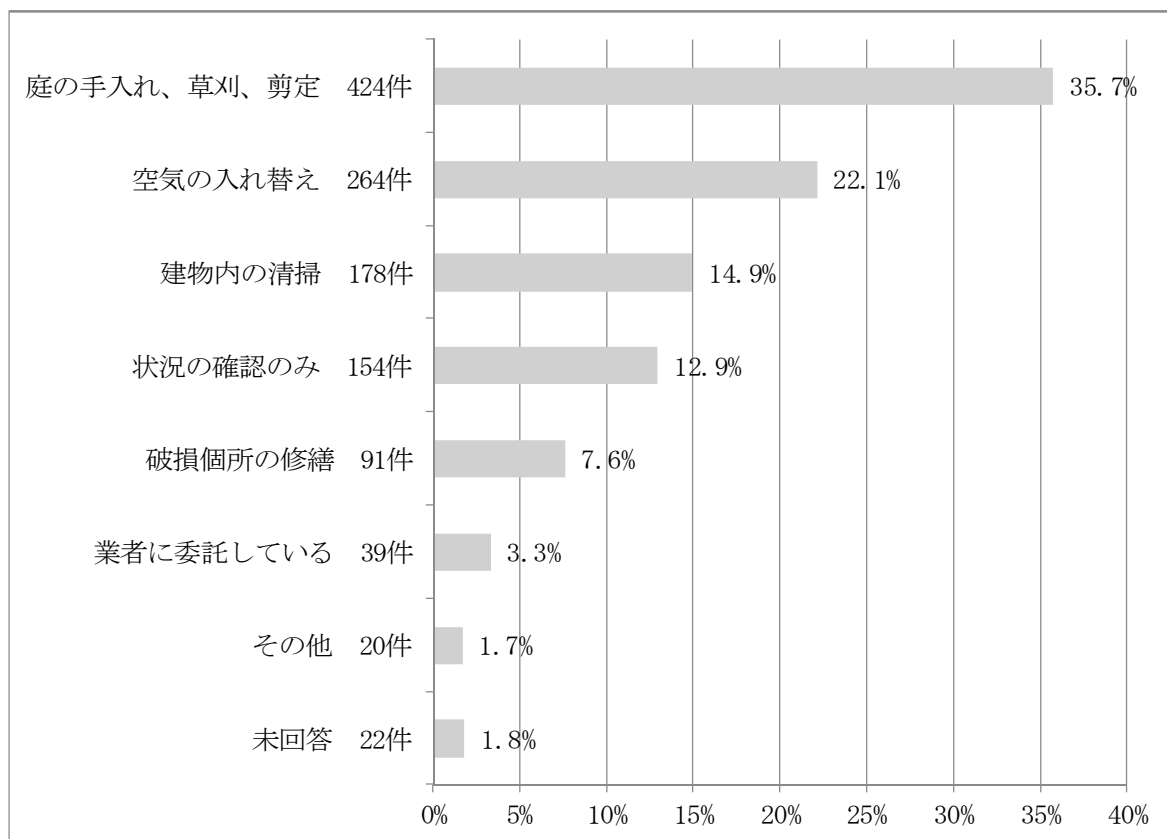


空き家の維持管理の頻度は、「月1回程度」が112件(18.7%)、「2～3ヶ月に1回程度」109件(18.2%)と「時おり」105件(17.6%)、多くの空き家は維持管理されていることを示した。

*注：複数回答ある場合、すべてを集計対象にしている。

⑮ 維持管理の内容

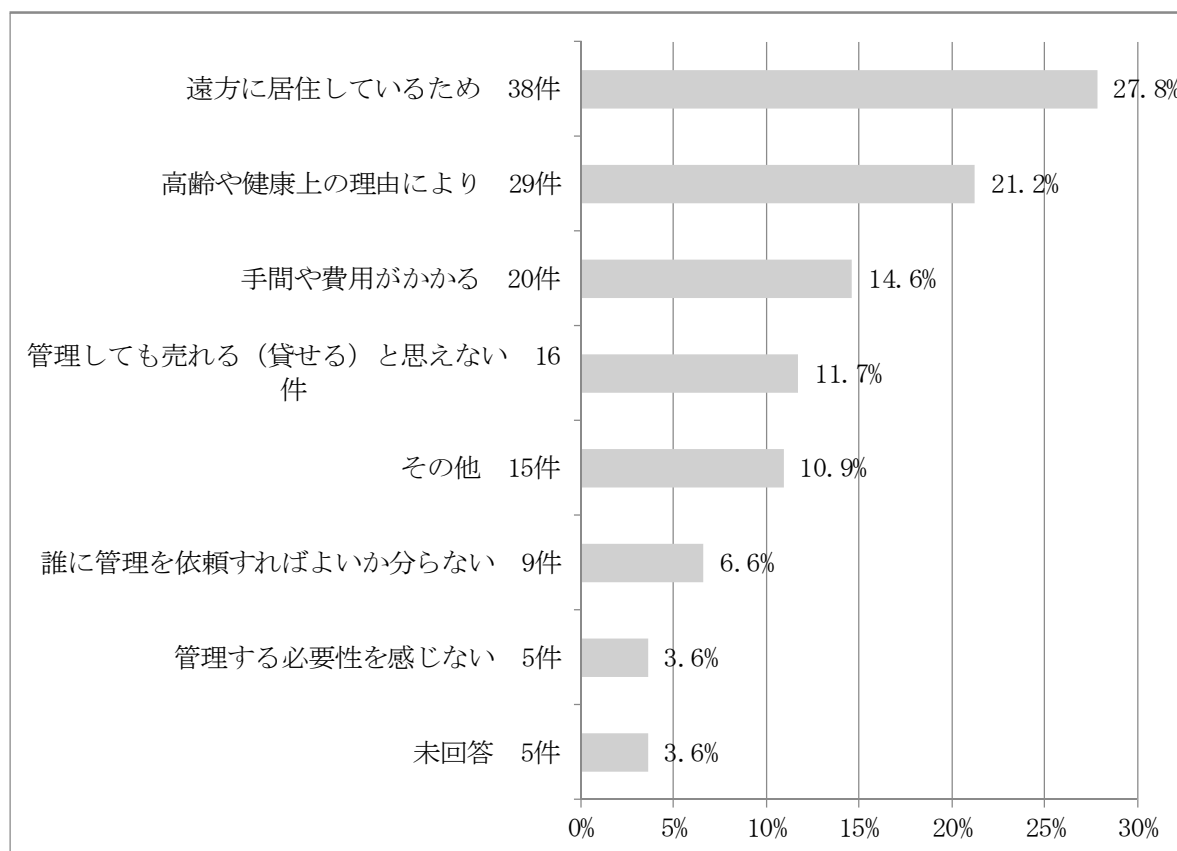
問16. 問14で1～4と回答した方への質問です。維持管理はどのようなことを行っていますか?(複数選択可)



空き家の維持管理の内容については、「庭の手入れ、草刈、剪定」が424件(35.7%)と最も多く、次いで「空気の入替え」が264件(22.1%)、「建物内の清掃」が178件(14.9%)、「状況の確認のみ」が154件(12.9%)という状況であった。

⑩ 管理を行っていない理由

問17. 問14で5と回答した方への質問です。管理を行っていない理由は何ですか？

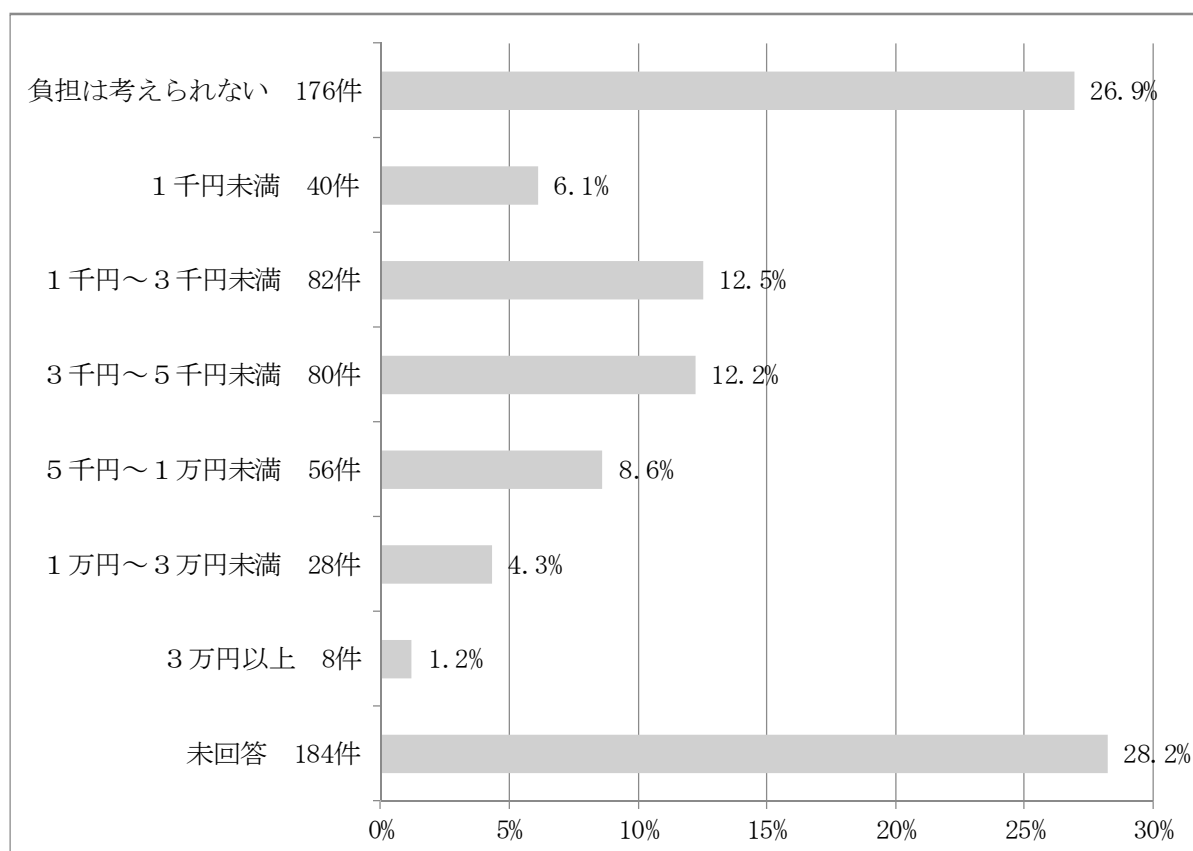


空き家について管理を行っていない理由は、「管理したいが遠方に住んでいるため自分で管理できない」が38件（27.8%）と最も多く、次いで「管理したいが高齢や健康上の理由で管理できない」が29件（21.2%）等、回答は多様化しており、複数の理由から管理を行えない状況があった。

*注：複数回答ある場合、すべてを集計対象にしている。

⑰ 業者委託の妥当価格

問18. 管理を業者委託する場合、月額いくら位が適当だと思いますか？(1つ選択)

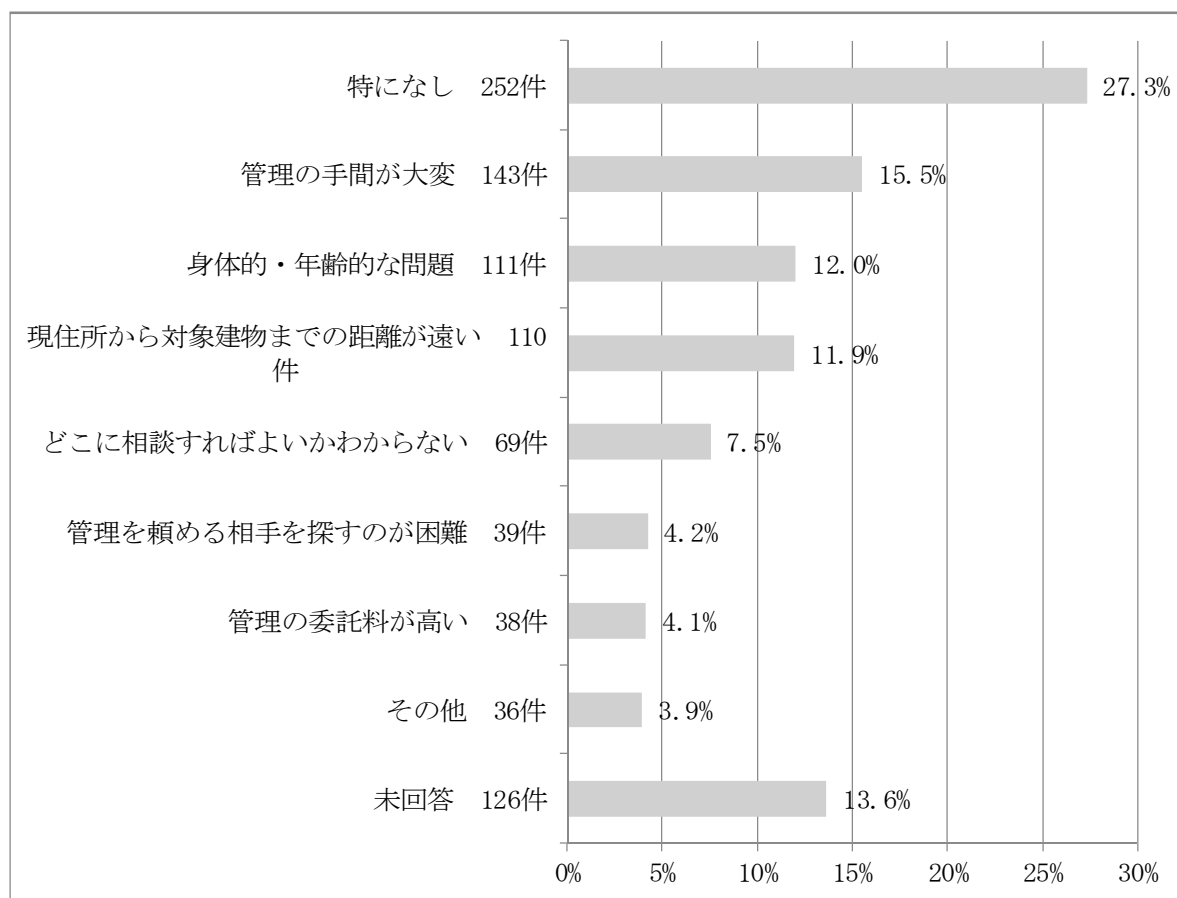


空き家管理に関する業者委託の一月あたりの妥当価格は、「負担は考えられない」と「未回答」を合せて360件(55.1%)あり妥当価格を実感できないと思われる所有者が多くいた。また、「1千円～3千円未満」も82件(12.5%)と多く、管理にあまりお金をかけられない、もしくはかける意向のない所有者が多くいるという結果となった。

*注：複数回答ある場合、すべてを集計対象にしている。

⑱ 維持管理について困っていること

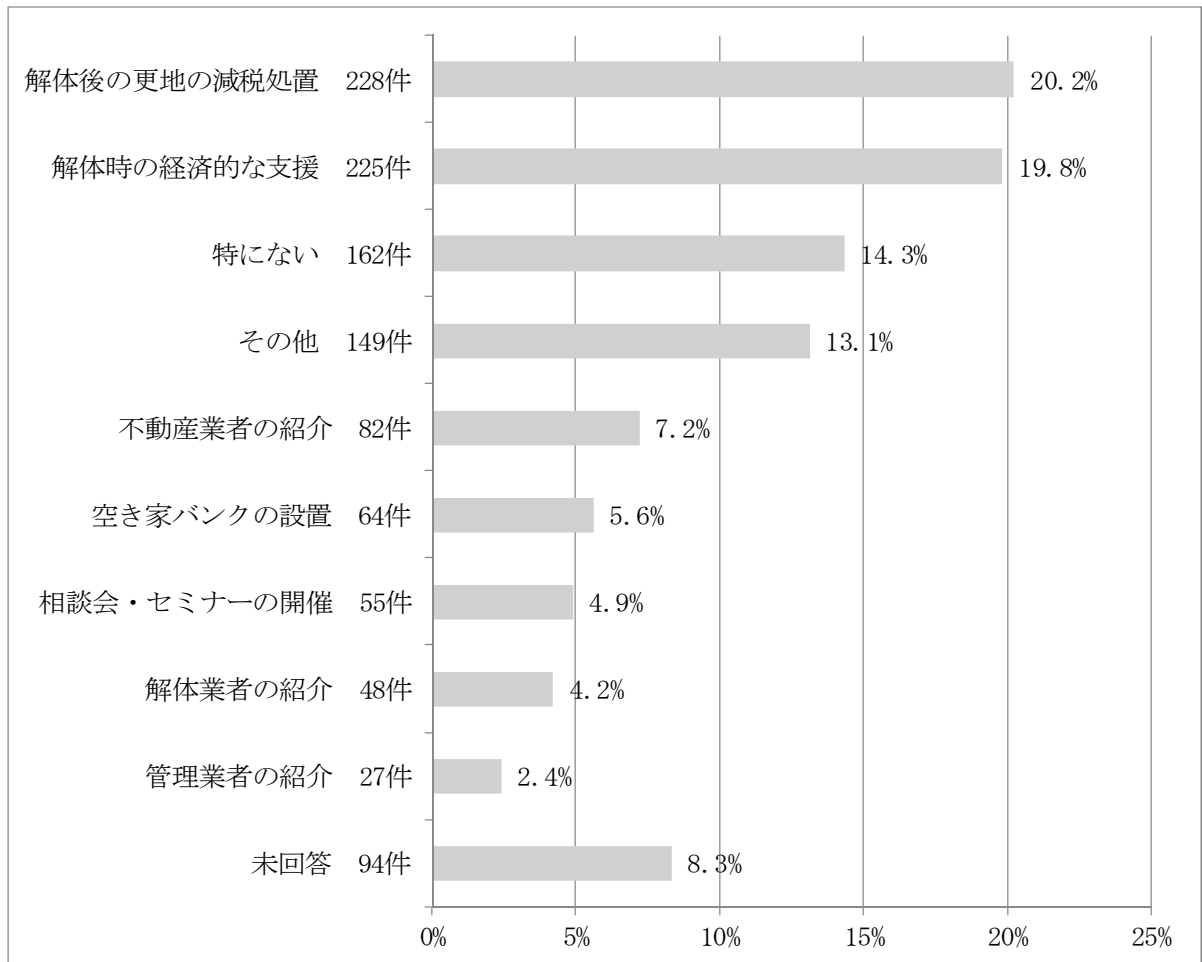
問19. 維持管理について、お困りのことはありますか？（3つ選択）



空き家の維持管理について困っていることは、「特になし」が252件（27.3%）と最も多く、次いで「管理の手間が大変」が143件（15.5%）、「身体的・年齢的な問題」が111件（12.0%）、「現住所から対象建物までの距離が遠い」が110件（11.9%）となった。

⑱ 市への要望

問20. 空き家の所有者として市に望むものは何ですか？(複数選択可)



「解体後の更地の減税処置」228件(20.2%)、「解体時の経済的な支援」225件(19.8%)、「特にない」162件(14.3%)、「その他」149件(13.1%)となった。

3. 調査結果

調査結果は以下の通りとなった。

(1) 調査対象家屋の状態

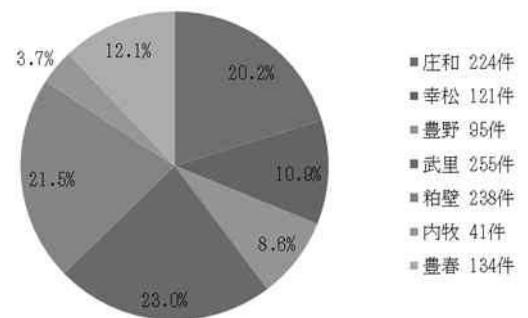
現地調査及びアンケート調査の結果より調査対象となった建物の状態は以下の通りであり、うち「空家」に分類される空家は1,108件であった。

建物の状態	件数
居住	898
空家	1,108
建築中	51
新築	27
解体中	4
リフォーム中	1
更地(空き地)	198
更地(駐車場等)	72
使用中(本来の用途以外で使用)	340
その他(譲渡・売却済み、不明など)	220
合 計	2,919

(2) 地域区分毎の空き家件数

地域区分毎の空き家件数は以下の通りとなった。

地域区分名	件数	割合
庄和	224	20.2%
幸松	121	10.9%
豊野	95	8.6%
武里	255	23.0%
粕壁	238	21.5%
内牧	41	3.7%
豊春	134	12.1%
合 計	1,108	100.0%



春日部市空家等対策協議会 委員名簿

任期 平成29年8月18日～平成31年8月17日

氏 名	所 属 団 体
いしづか かおる 石塚 薫	埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉葛支部
いとう まさよし 伊藤 政良	埼玉土地家屋調査士会 春日部支部
おぎ いずる 小木 出	埼玉弁護士会 越谷支部
おぬま せいじ 小沼 聖治	聖学院大学助教
くぼ ひでゆき 窪 秀之	埼玉司法書士会 春日部支部
せきね けいごう 関根 慶剛	春日部市自治会連合会
はまじま かずなり 浜島 一成	日本大学理工学部講師
やまぐち じゅん 山口 潤	春日部市自治会連合会
やまざき すすむ 山崎 進	春日部市議会議員
やまもと かずお 山本 一男	埼玉建築士会 越谷支部

(50音順)

いしかわ りょうぞう 石川 良三 (構成員)	春日部市長
------------------------------	-------